

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、学校法人千代田学園（以下、「学園」とする）理事長の責任のもと、公益通報保護法（平成16年法律第122号 以下、「法」という。）に則り、学園並びに学園の教職員及び役員についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定め、学園に勤務、あるいは在籍する教職員及び法人と利害を有する第三者等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談、または調査の依頼（以下、「相談等」という。）の適正な取り扱いの仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス経営を実践、強化することを目的とする。

(定義)

- 第2条 本規程において「法令等違反行為」とは、学園並びに学園の教職員及び役員による法令等に違反する行為又は学園が定める各種内部規程に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。この「通報対象行為」は、公益通報者保護法上の「通報対象事実」にかかる「公益通報」に該当するものだけに限らない。
- 2 本規程において「教職員」とは、正規職員、退職再雇用職員及び非常勤職員をいう。
 - 3 本規程において「通報」とは、学園並びに学園の教職員及び役員による通報対象行為を知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう。
 - 4 本規程において「公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第2条に定める公益通報をいう。
 - 5 本規程において「相談等窓口」とは、第5条第1項及び第2項に定める通報を受け付けるための窓口のことをいう。
 - 6 本規程において「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。
 - 7 本規程において「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。
 - 8 本規程において「利用対象者」とは、相談等窓口を利用できる者をいう。
 - 9 本規程において「相談者」とは、相談等窓口に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう。
 - 10 本規程において「対象事案」とは、相談等窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行

為をいう。

- 1 1 本規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。
- 1 2 本規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。
- 1 3 本規程において「相談等窓口担当者」とは、相談等窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。
- 1 4 本規程において「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。
- 1 5 本規程において「処分等」とは、当園就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、当園が行うことができる一切の措置をいう。
- 1 6 本規程において「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、退職金等における不利益な取扱い、その他の一切の不利益な取扱いをいう。
- 1 7 本規程において「職制上の報告経路」とは、当園理事長のほか、各々の 当園労働者及び役員にとっての上長（直属の上長に限られない。）をいう。
- 1 8 本規程において「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。

第2章 内部通報の体制整備

（相談等対応業務担当）

- 第3条 学園は、相談等の受け付け、相談等内容の調査、是正措置等の実施などの一連の業務を行う担当者（以下、「相談等窓口担当者」という。）を1名配置する。
- 2 前項に規定する担当者は、原則として副園長とする。
 - 3 第1項に規定する担当者は、相談等を行った者（以下、「相談者」という。）を特定させる事項の漏えい防止に必要となる措置を講じなければならない。

（内部通報の体制整備）

- 第4条 学園内において、通報に適切に対応するための体制を整備し、理事長がこれを総括する。
- 2 担当者は、本規程に係る業務執行状況について、理事長に報告する。

（窓口及び相談者）

- 第5条 相談等に係る窓口（以下、「相談等窓口」という。）を副園長とする。
- 2 通報又は相談を受け付ける外部窓口は設けないものとする。

- 3 相談等窓口において学園の役員に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、その後の方針について協議を行う。
- 4 相談等窓口において公益通報を受ける副園長は、本規程により従事者として指定される。
なお、学園は、当該従事者に対し、従事者の地位に就くことが当該者自身に明らかとなる方法により伝達する。
- 5 相談者は、次の各号に定める者（以下、「教職員」という。）とする。
 - (1) 教職員（相談日を基準として過去１年以内に退職した者を含む。）
 - (2) 理事（相談日を基準として過去１年以内に辞任あるいは退任した者を含む。）
- 6 前項の規定は、学園の評議員及び監事が相談等を行うことを妨げるものではない。
- 7 教職員は、相談等を行う際は、原則として実名で行うものとする。
- 8 前項の規定に関わらず、教職員が、匿名での相談等を希望する場合には、相談等窓口担当者は、その後の対応について、匿名の相談等を行った者との連絡が途絶えないよう、必要な措置を講じるとともに、その後の調査結果その他の事項の報告を求めるかどうかの確認を行うものとする。
- 9 相談者は、匿名であっても相談等窓口を利用することができる。
- 10 相談者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも相談等窓口を利用することができる。
- 11 学園内部の相談等窓口は、副園長とする。なお、学園の監事に直接相談等を行う場合は、管理職を経由して行うものとする。

①相談先 副園長

②郵便宛先 〒420-0801

静岡県葵区東千代田一丁目8番10号

③TEL 054-261-7624

④E-mail chiyodayouchien@cy.tnc.ne.jp

※メールの題は「公益通報」とする。メールにはWordやPDF等の文章ファイルまたは画像ファイルで内容を添付してもらい、閲覧は相談等窓口担当者のみが行う。

- 12 相談者は学園内部の相談等窓口の他に、行政機関やその他の事業者外部に相談をすることができる。各窓口の優先順位は定めないものとする。

（相談の手段）

第6条 学園は、相談等の手段については相談者の利便性を高めるため、電話、電子メール、書面、

面会とし、窓口ごとの利用方法は別に定める。但し、当該利用方法以外により通報又は相談が行われた場合であっても、相談等窓口が利用されたものとして取り扱うことができる。また、相談者がいかなる通報手段も行えない場合、本人の意思に基づいて第三者が通報することができる。

(範囲外共有の防止を含めた情報管理)

第7条 相談等窓口担当者は、相談者の氏名を含む相談者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の管理職に共有せず、また、相談者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を調査担当者以外に共有しないものとする。

2 相談等窓口担当者は、調査協力者の氏名及び調査協力者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の調査担当者及び管理職に共有せず、また、調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を相談等窓口担当者と調査担当者以外に共有しないものとする。

3 対象事案に関する調査により得られた情報（第1項及び第2項に定める情報を除く。）は、相談等窓口担当者、調査担当者、法令違反行為等の是正措置等の検討に関与する学園の教職員及び役員、必要に応じて行政機関に限り共有するものとする。

(対象となる事項等)

第8条 教職員は、学園の役員あるいは教職員が個人または共同で次の事項のいずれかに該当する不正行為等を行っていることを知った場合、もしくはその恐れがあると判断した場合に、この規程の定めるところにより相談等を行うことができる。

- (1) 法令に違反する行為（努力義務に違反するものを除く。）
- (2) 学園が行う事業と利害関係を有する個人の生命、身体、財産その他権利を害する行為
- (3) 就業規則、その他学園が定める規定等に違反する行為（人事上の処遇に関する不満及び努力義務に関するものを除く。）
- (4) 学園の事業運営を害する行為
- (5) その他学園の名誉または社会的信用を侵害する行為

(調査)

第9条 相談等窓口に通報された対象事案に関する調査は、副園長が行う。但し、副園長は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する責任者や対象事案に対する権限を所管する担当者等にも調査を行わせることができる。

- 2 副園長は、本規程により担当者として指定されるものとし、学園は、副園長に対し、調査担当者の地位に就くことが副園長自身に明らかとなる方法により伝達する。
- 3 副園長は、相談等窓口に通報された内部公益通報に該当する対象事案の調査を担当する者に対して相談者を特定させる事項を伝達される場合には、調査担当者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、主幹を調査担当者として指定する。
- 4 副園長より調査指示を受けた者は、速やかに調査の上、副園長に報告する。
- 5 第1項ないし第4項の定めにかかわらず、第5条第3項に基づいて監査役と協議を行った対象事案については、監査役と協議のうえ、調査主体及び調査方法を決定するものとし、当該協議に基づいて調査担当者となった者について、第1項ないし第4項を準用する。

(是正措置等)

- 第10条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、理事長は速やかに是正措置等を講じなければならない。この「是正措置」とは法令等違反行為が認められた場合に当該行為を是正する措置のみならず、同様の法令等違反行為を再発させないための措置も含まれる。この場合において、学園の役員が関係することが認められた対象事案のときは、監査役に対して、是正措置等の対応状況を報告しなければならない。
- 2 副園長は、内部公益通報された対象事案の是正措置等を検討又は実行する者に対して相談者を特定させる事項を伝達される場合には、調査担当者の地位に就くことが当該者に明らかとなる方法により、当該者を調査担当者として指定する。指針及び指針解説が「範囲外共有等の防止に関する措置」を求めているところ、指針に定める「範囲外共有」とは、公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為を指す。もっとも、本規程例では、公益通報者保護法に定める内部公益通報に限らず広く内部通報を受け付けることとしているため、指針に定める範囲外共有の範囲に限らず、通報者や調査協力者を特定させる事項とそれ以外の事項に分けて情報管理に関する定めを設けている。
 - 3 副園長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。
 - 4 副園長は、必要があれば、関係行政機関への報告等を行う。

(記録)

- 第11条 学園は、相談等窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、少なくとも対応終了後5年間、保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から評価点検や個別案件処理の必要性等を検討した上で適切なものによらなければならない。

第3章 窓口への通報又は相談に関する当事者の責務等

(相談者の保護)

- 第12条 学園の教職員及び役員は、相談者に対して、相談等窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 学園の教職員及び役員は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

(探索の禁止)

- 第13条 学園の教職員及び役員は、相談等窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

- 第14条 学園の教職員及び役員は、本規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。
- 2 学園の教職員及び役員は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

(利益相反の回避)

- 第15条 学園の教職員及び役員は、対象事案に関係する者である場合は、当該事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。
- 2 学園の教職員及び役員は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該対象事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該対象事案に関係する者である場合には理事長に報告しなければならない
- 3 報告を受けた理事長は、当該教職員及び役員の対象事案への対応の関与可否を判断する
- 4 相談窓口担当者は、自らが対象事案に関係する通報又は相談を受け付けた場合には、他の担当者に引き継がなければならない。

(通知等)

- 第16条 相談窓口担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、相談者に対して、通報又は相談を受

け付けた旨を速やかに通知するとともに、調査開始の有無等についても相談者が通報又は相談をした日から20日以内に通知しなければならない。

- 2 担当者は、連絡先の分からない場合を除いて、相談者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。
- 3 相談窓口担当者は、対象事案に関する調査の完了後、連絡先の分からない場合を除いて、相談者に対して、第12条第1項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

(職制上の報告経路における通報者等の保護等)

- 第17条 学園の教職員及び役員は、職制上の報告経路に対して通報又は相談を行った者に対して、当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 学園の教職員及び役員は、職制上の報告経路への通報に関する調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
 - 3 職制上の報告経路に対して行われた通報又は相談についても、学園は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正措置等を講じ、それらの記録を適切に作成・保管するとともに、学園の教職員及び役員は、前2項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、本規程に定める通報及び相談に準じて取り扱う。

(学園以外に公益通報を行った者の保護等)

- 第18条 学園の教職員及び役員は、公益通報者保護法第3条第2項及び第3項並びに同法第6条第2項及び第3項に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。
- 2 学園の教職員及び役員は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を本園が認めた範囲以外に共有しないものとする。

第4章 通報又は相談を行う者の責務等

(不正の目的による通報又は相談の禁止等)

- 第19条 学園の教職員及び役員は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

第5章 その他

(処分等)

第20条 本規程の違反行為が明らかになった場合には、学園は、当該行為を行った学園の教職員及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。

- 2 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、学園は、当該法令等違反行為に関与した学園の教職員及び役員に対して適切な処分等を課さなければならない。

(救済・回復等)

第21条 本規程の違反行為（第7条及び第12条の違反行為を含むが、これらに限られない。）が明らかになった場合には、学園は、当該行為による被害・違反等について、適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

(周知・研修)

第22条 理事長は、個人情報等の保護に配慮した上で、相談等窓口の運用実績について学園の教職員及び役員に対して周知するものとする。

- 2 理事長は、全ての学園の教職員及び役員に対して、定期的に内部通報制度に関する周知及び研修を行うものとする。

(本規程に基づく制度の運用及び改善)

第23条 理事長は、本規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

(所管)

第24条 本規程の所管は、副園長とする。

附則

この規程は令和7年4月1日より施行する。